

株式会社ケーブルテレビ富山 集合住宅全戸一括スマートロックサービス契約約款

第1条（約款の適用）

株式会社ケーブルテレビ富山（以下「当社」といいます。）は、「集合住宅全戸一括スマートロックサービス契約約款」（以下「本約款」といいます。）に基づき、スマートロックサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（用語の定義）

この契約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用するものとします。

用語	用語の意味
契約	本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と契約を締結している集合住宅の所有者または管理者
本件建物	当社と契約を締結しており、複数の世帯が居住する建物
居住者等	当該集合住宅に入居する個人または法人等
スマートロック	テンキーまたは非接触型 IC メディアにより、電氣的に施錠・開錠を可能にする機器
カードキー	スマートロックを施錠・開錠するための非接触型 IC メディアカードキー
ゲートウェイ	当社の通信設備とデータ通信する際に必要となる機器で、インターネット回線経由にて利用するもの
関連端末	IP カメラ、家電コントローラー、スマートロック等のデバイスの総称
料金等	本サービスに関し、契約者が当社に対し支払うべき料金表に定める対価等

第3条（本サービス内容）

本サービスは、本件建物の各住戸にスマートロックを設置し、各住戸のドアをテンキーまたは非接触型 IC メディアにより、電氣的に施錠・開錠を可能にするサービスです。

第4条（契約の単位）

契約の締結は、本件建物ごとに行います。

2. 当社は、本件建物の各住戸にスマートロックを提供するものとします。
3. 契約者は本件建物内の各居住者等から、当社が別に提供するミタストスマートホームへの申込みの請求があった場合には、当該居住者等と当社とが別途個別に契約を締結することを承諾するものとします。
4. 契約者は、契約者が所有するスマートロックに対し別途居住者等がミタストスマートホームを申込んだ場合、ゲートウェイと接続し、遠隔操作をすることを承諾するものとします。

第5条（契約の申込み）

契約者は、本約款を承諾の上、当社所定の申込書に次の事項を記載して当社に提出するものとします。

- (1) 契約者の氏名または法人名、住所
- (2) 本件建物の名前および住所
- (3) 本件建物の部屋数
- (4) その他必要事項

第6条（申込みの承諾）

当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 契約者が本約款に違反するおそれがある場合
- (2) 申込み内容に虚偽の記載があった場合
- (3) 本サービスの提供が著しく困難である場合

- (4) その他、契約締結が不相当である場合
2. 前項の規定により、当社が本サービスの申込みを承諾しなかった場合は、当社は契約者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。

第7条（契約の成立とサービス開始日）

契約は、本サービスの申込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

2. 前項に規定する申込みを当社が承諾した日を、原則として当該契約成立日とします。
3. 契約の成立後、初めてスマートロックが設置された日を、本サービスの開始日と定めます。

第8条（本件建物内の各居住者等との別途契約事項）

当社は、本件建物内の各居住者等から、当社が別に提供するミタストスマートホームへの申込みがあった場合、契約とは別に、当該居住者等と個別に契約を締結するものとします。

2. 本件建物内の各居住者等は、当社が別に提供するミタストスマートホームへの申込みを希望する場合、別に定める所定の契約申込書を、ミタストスマートホーム取扱所に直接提出し申し出るものとします。なお、これにかかる関連端末の設置に要する費用は当該居住者等が負担するものとします。また、当該居住者等は、当社と個別に契約を締結した後に発生する工事料及び手続料、月額利用料等について、当社が指定する方法にて直接当社に支払うものとします。
3. 前項において、当社が設置する関連端末に要する電気料については、当該居住者等が負担するものとします。ただし、当社はやむを得ず、当該居住者等が契約者との賃貸借契約等により占有している以外の場所に電気を要する関連端末を設置する必要がある場合には、予め契約者に承諾を得るものとします。

第9条（スマートロックの販売・運用）

契約者は、料金表に定めるスマートロック販売価格を支払うことで、本サービスを利用できるものとします。スマートロック販売価格は一括購入もしくは割賦購入することができます。割賦購入の場合、分割手数料は不要とします。なお契約者は関連機器の購入に当たり、下記を承諾するものとします。

- (1) 契約者は、スマートロック販売価格の支払いが完了する前に本サービスを第14条（契約者が行う契約の解除）の規定により解約する場合、第15条（当社が行う契約の解除）の規定により解除となる場合は残額を一括で支払うものとします。
 - (2) スマートロックの割賦購入にかかる売買契約は、第7条（契約の成立とサービス開始日）第1項に規定する契約者の請求を、当社が承諾した時をもって成立するものとします。
 - (3) 契約者は、スマートロックの割賦購入にかかる売買契約上の地位を、第13条（名義変更）の規定により契約名義変更をする場合を除き、第三者に譲渡することはできません。
 - (4) 契約者が当社より購入したスマートロックの所有権は、販売価格の支払いが全て完了しているかにかかわらず、スマートロックの設置工事をもって契約者に移転するものとします。天災・事変等の不可抗力に起因するもの、並びに故意または過失により破損あるいは紛失した場合も、支払義務は継続します。
 - (5) 使用した関連機器の返品、返金はできません。
 - (6) スマートロックの保証期間はお渡し日から1年間です。保証期間内においても、天災・事変等の不可抗力に起因するもの、利用者の故意または過失により破損あるいは紛失、水没等した場合はこの限りではありません。
 - (7) スマートロックの割賦購入の条件はご購入いただく端末の機種によって異なります。当社が発行するパンフレットまたは申込および契約書式、ならびにホームページ等にてご確認ください。
2. カードキーを追加で必要とする場合、契約者は料金表に定めるカードキー販売価格にて、購入することができるものとします。契約者が当社より購入したカードキーの所有権は、第17条（契約者の支払義務）第1項に定める料金等の支払いが完了したときに契約者に移転するものとします。
 3. スマートロックの設置後の運用（管理者暗証番号及びカードキーの管理、建物の居住者入れ替わり時のカードキーの授受及び暗証番号の変更処理、カードキー紛失・盗難時の無効化処理等）については契約者が行うものとします。

第 10 条 (工事の申込みの承諾)

当社は本サービスの取扱い上余裕のないときは、その工事を延期することがあります。

2. 当社は、次の場合には、工事の申込みを承諾しないものとします。
 - (1) 本件建物の玄関ドアにスマートロックを設置し、又は保守をすることが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 本件建物内の玄関ドアにスマートロックを設置し、又は保守をするために、当社又は当社の指定する者が土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合に、本件建物内の各居住者等から協力を得られないとき。
 - (3) 契約者がスマートロック購入費、その他の債務（本約款に定める料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 - (4) 当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第 11 条 (スマートロックの設置および費用負担)

スマートロックの設置工事は当社が行うものとし、契約者は、スマートロックの設置工事に要する費用を負担するものとします。なお、当該工事の保証期間は工事が完了した日より 1 年間とします。

2. 契約者は、契約者の各種変更の希望により設置工事を要する場合には、設置工事に要する費用を負担するものとします。

第 12 条 (スマートロックの撤去および費用負担)

第 12 条 (契約者が行う契約の解除) 第 1 項および第 13 条 (当社が行う契約の解除) 第 1 項、第 2 項の規定により契約が終了したときは、当社によりスマートロックを撤去します。この場合、契約者は、当該撤去に要する費用を負担するものとします。

2. 撤去に伴い、対象物件の復旧を要する場合、契約者はその復旧費用を負担するものとします。

第 13 条 (名義変更)

契約者は、契約名義を変更することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。

- (1) 契約者の改称
- (2) 承継
- (3) 譲渡
2. 前項第 2 号または第 3 号の場合は、新契約者が旧契約者の未払い金の支払いについて承諾した場合に限るものとします。
3. 前二項の規定により契約名義を変更しようとする加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、名義変更希望日の 10 日前までに当社に提出するものとします。
4. 前各項の名義変更により、契約を承継する者は、加入者が負う一切の義務を承継するものとします。
5. 契約者は、名義変更による場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れ、または貸与することはできません。

第 14 条 (契約者が行う契約の解除)

契約者は、契約を解除しようとする場合は、速やかに当社にその旨を申し出るものとします。

2. 契約者は、契約の日から 8 日の間、書面で当社に通知することをもって契約を解除又は取り消すことができるものとします。ただし、工事の着手後完了前に解除があった場合は、契約者にその工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分の費用について、当社が別に算定した額を請求できるものとします。
3. 当社は、契約を解除する場合、契約者が所有又は管理するスマートロックを撤去することを原則とするものとします。また、同時に第 1 条 (目的) にある業務を停止するものとします。ただし、この場合、契約者が所有する本件建物内の設備又は占有する敷地・建物・構築物等の復旧に関して関知しないものとします。

第 15 条 (当社が行う契約の解除)

当社は、次の場合には、契約を解除することができるものとします。

- (1) 第 17 条（契約者の支払義務）に規定する本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠るおそれがある場合
 - (2) 申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
 - (3) 第 26 条（利用に係る契約者並びに本件建物内の各居住者等の義務）の規定に違反したとき。
 - (4) 契約に違反する行為、本サービスに関する当社の業務の遂行に著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。
 - (5) 本件建物内の各居住者等及び利用者が、これに違反する行為を行い、また、契約者が、その行為を改善しないとき。
2. 契約者又は当社の責めに帰すべからざる事由により本サービスの提供に伴い設置したスマートロックの変更、撤去を余儀なくされ、かつ、代替設置が困難でスマートロックサービスの継続ができないとき。
 3. 当社は、契約を解除しようとするときは、予め契約者にそのことを通知するものとします。
 4. 当社は、契約を解除しようとするときは、本サービスの提供に伴い設置したスマートロックを撤去するものとします。ただし、当社は撤去に伴い、契約者が所有する本件建物内の設備又は占有する敷地・建物・構築物等の復旧を要する場合、その復旧に係る費用は負担しないものとします。

第 16 条（料金の適用）

料金等は、料金表に定めるとおりとします。

第 17 条（契約者の支払義務）

料金等のうち、販売価格の支払義務は、第 7 条（契約の成立とサービス開始日）第 3 項に規定する本サービス開始日に発生するものとします。ただし、カードキー販売価格の支払義務は、契約者からの申込み後、当社が指定する方法にてカードキーを契約者が受け取った日に発生するものとします。

2. 料金等のうち、工事費用の支払義務は、第 11 条（スマートロックの設置および費用負担）、第 12 条（スマートロックの撤去および費用負担）に規定するスマートロックの設置、撤去が完了した日に発生するものとします。
3. 料金等のうち、新規事務手数料の支払義務は、第 7 条（契約の成立とサービス開始日）第 3 項に規定する本サービス開始日に発生するものとします。

第 18 条（料金等の請求時期および支払期限等）

当社は、契約成立後、支払期限を定めて契約者に料金等を請求します。

2. 前項の規定により料金等の請求を受けた契約者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により、当該料金等を支払うものとします。

第 19 条（割増金）

当社は、契約者が料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額を割増金として、契約者に請求できるものとします。なお、この場合において、契約者は、当社が算定した額に消費税相当額を加算した額を支払うものとします。

第 20 条（延滞利息）

契約者は、料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年 14.5%の遅延損害金を当社に支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第 21 条（契約者の維持責任）

契約者は、当社が本約款に基づいて設置した設備を改変・移動・取り外しをしないこととします。

2. 契約者は、前項の規定に違反して、設備を亡失または破壊したときは、当社が指定する期日までにその補充・修理その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。

第 22 条（設備の修理又は復旧）

契約者は、設置したスマートロックが故障した場合に、全てを修理、又は復旧することができない場合は、当社が別に定める順序でスマートロックの取り外しを行い交換することを承諾するものとします。

第 23 条 (契約者の切分け責任)

契約者は、設置したスマートロックが正常に稼動しなくなったときは、契約者又は居住者のスマートロックの取扱いに問題が無いことを確認の上、当社にスマートロックの調査・確認を請求するものとします。

2. 当社は、前項の確認に際して、契約者から請求があった場合には、当社又は当社が指定する者が、調査・確認を行い、その結果を通知するものとします。
3. 当社は、前項の調査・確認により故障の原因が契約者又は居住者等にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を請求できるものとします。なお、この場合において、契約者は、当社が別に算定した額に消費税相当額を加算した額を当社に支払うものとします。

第 24 条 (免責)

当社は、契約者又は各居住者等が本サービスの利用に関して損害を被った場合、何らの責任も負わないものとします。

2. 当社は、本サービスに係る機器の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、契約者が所有する本件建物内の設備又は占有する敷地・建物・構築物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しないものとします。

第 25 条 (承諾の限界)

当社は、契約者及び本件建物の各居住者等から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことができるものとします。なお、この場合、当社はその理由をその請求をした者に通知するものとします。ただし、本約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによるものとします。

第 26 条 (利用に係る契約者並びに本件建物内の各居住者等の義務)

当社は、本サービスの提供に伴い、契約者及び本件建物内の各居住者等が所有する本件建物内の設備又は占有する敷地・建物・構築物等は無償で使用できるものとします。この場合、契約者は、その他の利害関係人があるときは、予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。

2. 契約者及び本件建物内の各居住者等は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、交換等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。
3. 契約者及び本件建物内の各居住者等は、本サービスの提供に伴い設置したスマートロックを移動し、取り外し、改造し、分解し、若しくは損壊しないこととします。ただし、天災、事変、その他の事態に際して保護する必要があるときは、この限りではありません。
4. 契約者並びに本件建物内の各居住者等は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、本サービスの提供に伴い設置したスマートロックに他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。
5. 契約者並びに本件建物内の各居住者等は、本サービスの提供に伴い設置したスマートロックを善良に管理者の注意をもって使用することとします。
6. 契約者並びに本件建物内の各居住者等が、規定に違反してスマートロックを亡失し、又はき損したときは、契約者は当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。
7. 契約者は、各居住者等が前各項について違反している場合は、それを改善させるものとします。

第 27 条 (定めなき事項)

本約款に定めなき事項が生じた場合、契約者及び当社は契約の主旨に従い、誠意をもって協議・解決に努めるものとします。

付則

- (1) 当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。
- (2) 本約款は、2020年8月31日より施行します。

2020年8月31日

株式会社ケーブルテレビ富山 ミタストスマートホーム料金表

・表記説明

- (1) 特記事項なき料金は、1台（単位）あたりの月額利用料です。
- (2) 料金はすべて税込みです。（ ）内の料金は、税抜き料金です。

1、販売価格

(1) スマートロック販売価格

名称	価格
スマートロック（※1）	60か月分割払い：月550円（500円）/台 一括払い：33,000円（30,000円）/台

※1. スマートロック1台に対してカードキー3枚までが付属します。

(2) カードキー販売価格

スマートロックの契約者がカードキーを追加購入する場合の販売価格は以下のとおりとします。

名称	価格
カードキー	1,100円（1,000円）/枚

2、契約事務手数料

名称	価格
新規事務手数料	3,300円（3,000円）

3、工事費

別途、見積りによる